

# 在職老齢年金制度の見直し

- 現在、在職老齢年金制度（在老）では、一定以上の収入（賃金+年金）がある者は、年金の支給を収入に応じて停止される。
- **高齢期の就労を促進する観点から、在老の将来的な廃止も展望しつつ縮小を行うことが課題**となっている。
- ※ 在老により支給停止される額は、繰下げ受給をする際の増額の対象とならない。
- 一方、高所得者への給付を回復すると、**低中所得者の給付水準は低下**するため、高所得者優遇との批判が生じうることも踏まえて検討する必要がある。
- ※ 高在老（65歳以上の在老）においては、年金支給停止の対象者は受給権者全体の1.5%に限られる。
- ※ 60～64歳を対象とする在老（低在老）は、厚生年金の支給開始年齢の引上げに伴い、男性は2025年、女性は2030年に自然消滅。

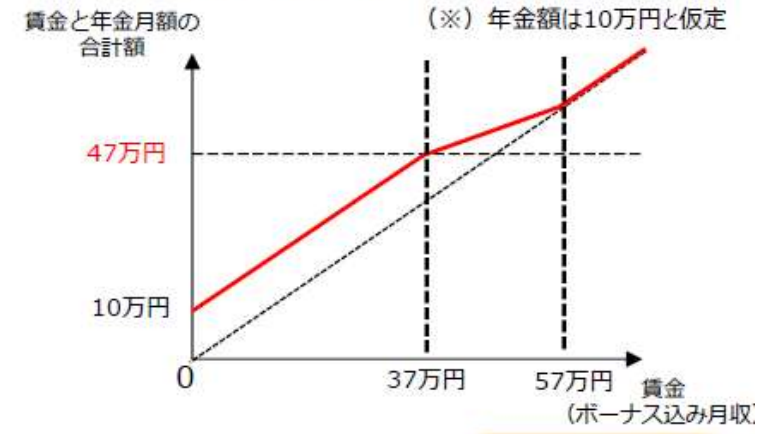
## ◆在職老齢年金制度の概要

男性は2025年、女性は2030年に自然消滅

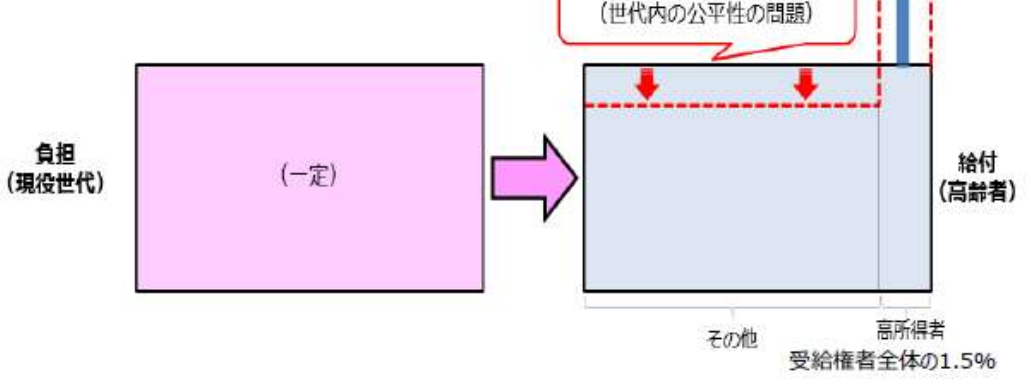
	支給停止基準額 (賃金+年金)	対象者数 (受給権者総数, 割合)	支給停止額
60～64歳 【低在老】	28万円/月	約67万人 (約337万人, 20%)	約4,800億円
65歳以上 【高在老】	<b>47万円/月</b>	約41万人 (約2,701万人, <b>1.5%</b> )	約4,100億円

(注1) 厚生年金のみが対象となる制度（基礎年金は対象外）  
 (注2) 対象者数・支給停止額のうち、低在老は2019年度末の厚生労働省推計値、高在老は2018年度末。  
 なお、対象者数は、第1号厚生年金被保険者期間を持つ者が対象であり、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれない。

## ◆イメージ図（高在老の場合）



## <在老を廃止した場合の年金制度への影響>

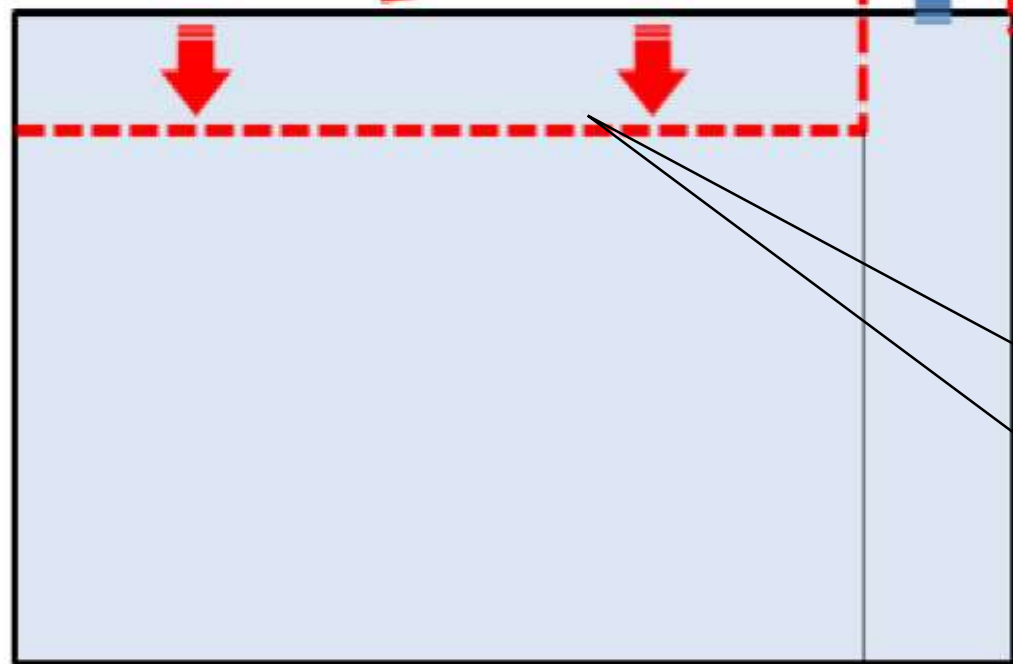


現行 (高在老)	緩和	廃止
基準額 47万円	基準額を 62万円に引上げ	
支給停止者数41万人 在職受給権者の17% 受給権者の1.5%	支給停止者数23万人 在職受給権者の9% 受給権者の0.9%	支給停止者 なし
<b>50.8%</b>	<b>50.6%</b> (▲0.2%)	<b>50.4%</b> (▲0.4%)

【財政検証の試算結果 (ケースⅢ) モデル年金の給付水準調整後の所得代替率】

# 在職老齢年金制度見直しのイメージ

高所得者以外の年金額は減少  
(世代内の公平性の問題)



パネル写し

その他

高所得者

受給権者全体の1.5%

## 高所得者に対する年金給付の増額

廃止の場合:

約100万円/年・人、約8.3万円/月・人

基準額62万円への引上げの場合:

約54万円/年・人、約4.5万円/月・人

基準額55万円への引上げの場合:

約24万円/年・人、約2万円/月・人

## 低中所得者に対する年金給付の減額

廃止の場合:

約1.5万円/年・人、約1300円/月・人

基準額62万円への引上げの場合:

約8千円/年・人、約700円/月・人

基準額55万円への引上げの場合:

約4千円/年・人、約300円/月・人

出所: 財政制度分科会での財務省提出資料に山井事務所にて付記



# 在職老齢年金制度の見直しの検討

## 【現行制度】

- 在職老齢年金制度は、就労し、一定以上の賃金を得ている厚生年金受給者について、賃金（ボーナス含む）と年金の合計額が基準額（※）を上回る場合、賃金2に対し、年金1を停止している。

（※）65歳以上（高在老）については、現役男子被保険者の平均月収（ボーナスを含む）を基準として設定（47万円（2019年度））。  
60～64歳（低在老）については、夫婦2人の標準的な年金額相当を基準として設定（28万円（2019年度））。

## 【見直しの意義】

- 年金制度は、保険料を拠出された方に対し、それに見合う給付を行うことが原則である中で、どのような方々に、年金給付を一定程度我慢してもらい、年金制度の支え手にまわってもらうか、在り方を検討する必要がある。
- 高齢期の就労拡大に対応し、就労意欲を阻害しない観点から、就労により中立的となり、また、繰下げ受給のメリットも出るよう、在職老齢年金制度を見直す。

（※）現在のところ、在職老齢年金制度による就業抑制効果は限定的であるが、

- ① 今後、生産年齢人口の減少が加速化する中で高齢期の就労の重要性が増すこと
- ② 高齢期の就業が多様化する中で現役期の働き方に近い形で就労する高齢者も増加してきていること
- ③ 現在の在職老齢年金制度では現役世代の平均的な報酬水準が調整水準として設定されているため、現役世代の働き方に近い形での働き方を長く続けることによる年金水準の充実の効果が限定される仕組みとなっていることなどを考慮し、就労の長期化による老後生活の経済基盤の充実が図られるよう、今後の高齢期就労の変化を念頭に制度の見直しを行う。

## 【65歳以上の在職老齢年金制度（高在老）の見直しの方向】（現行の支給停止の基準額は47万円（約41万人（在職受給権者の約17%）、約4,100億円（2018年度末））

	見直し内容・考え方	支給停止対象者数	支給停止対象額	給付水準調整終了時点の所得代替率への影響
ケース1	<b>基準額を62万円に引上げ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部の上位所得者（在職受給権者の約1割程度）は引き続き支給停止の対象とする。</li> <li>・ 一方で、多くの一般的な収入の方（現役男子被保険者の標準報酬額（賞与込み）の平均額から一定の幅以内の賃金・年金の収入がある方）が支給停止の対象とならないようにし、繰下げ受給のメリットを受けられるようにする。</li> </ul>	約23万人 （約9%）	約1,900 億円	▲0.2% （報酬比例部分） （2019年財政検証ケースⅢ）
ケース2	<b>完全撤廃</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料を拠出された方に対し、それに見合う給付を行う年金制度の原則を徹底する。</li> <li>・ 高所得者含め全ての方にとって繰下げ受給のメリットが最大化されるようにする。</li> </ul>	0人	0億円	▲0.4% （報酬比例部分） （2019年財政検証ケースⅢ）

## 【60～64歳の在職老齢年金制度（低在老）の見直しの方向】（現行の支給停止の基準額は28万円（約67万人（在職受給権者の約55%）、約4,800億円（2019年度末推計））

ケース1：支給開始年齢引上げまでの間（男性は2025年度まで、女性は2030年度まで）特別に支給している年金給付が対象であり、現行の基準のままとする。

ケース2：就労意欲への影響を考慮し、また、制度を分かりやすくするという観点から、高在老と同じ額に基準額を引き上げる。

※ 経過的な制度であるため、長期的な財政影響は極めて軽微。



# 在職老齢年金制度の概要

- 就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、原則として、被保険者として保険料負担を求めるとともに、年金支給を停止する仕組み。(保険料負担分は、退職時に年金給付の増額として反映される)
- 60歳台前半については、基本的には就労期間であるところ、**低賃金の在職者の生活を保障するために年金を支給**する仕組み。
- 65歳以降については、下記の2つの要請のバランスの中で、**高賃金の在職者の年金を支給停止**する仕組み。
  - 働いても不利にならないようにすべき
  - 現役世代とのバランスから、一定以上の賃金を得ている者については、年金給付を一定程度我慢してもらい、年金制度の支え手に回ってもらうべき

対象者	概要	対象者数及び支給停止額	イメージ図 (※)年金額は10万円と仮定
60～64歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金十年金(厚生年金の定額部分も含む)の合計額が<b>28万円</b>を上回る場合は、賃金2に対し、年金を1停止。</li> <li>賃金が47万円を上回る場合は、賃金1に対し、年金を1停止。</li> <li>厚生年金の<b>支給開始年齢の段階的引上げが完了する2025年</b>(女性は2030年)<b>以降、対象はいなくなる。</b></li> </ul>	<p>約67万人(※) 約4,800億円</p> <p>(注)2019年度末の推計値</p> <p>(※)対象者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。</p>	<p>賃金と年金月額合計額</p> <p>28万円</p> <p>10万円</p> <p>0</p> <p>18万円</p> <p>賃金(ボーナス込み月収)</p>
65歳以上	<p>&lt;65～70歳&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>賃金十年金(基礎年金は対象外)の合計額が<b>現役世代の平均月収相当(47万円)</b>を上回る場合は、賃金2に対し、年金を1停止。</li> </ul> <p>&lt;70歳以上&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>65～70歳と同じ仕組みで、保険料負担はなし。</li> </ul>	<p>約41万人(※) 約4,100億円</p> <p>(注)2018年度末</p> <p>(※)対象者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。</p>	<p>賃金と年金月額合計額</p> <p>47万円</p> <p>10万円</p> <p>0</p> <p>37万円</p> <p>賃金(ボーナス込み月収)</p>

\* 「28万円」は、夫婦2人の標準的な年金額相当を基準として設定。

\* 「47万円」は、現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。なお、対象者数の時点である2018年度の基準額は「46万円」。

## オプションB-② 65歳以上の在職老齢年金(高在老)を見直した場合

- 現行制度(基礎年金の加入期間40年)を基礎として、高在老を緩和・撤廃した場合
  - ・試算の便宜上、2026年度より見直しをした場合として試算。また、在職老齢年金の見直しによる就労の変化は見込んでいない。
- ※ 厚生年金の給付の増加により報酬比例の所得代替率が低下。(基礎年金への影響はない。)

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

65歳以上の在職老齢年金の仕組みを緩和・廃止した場合

	現行制度 【財政検証結果】	基準額を 55万円に引上げ			
ケースⅠ	<b>51.9% (2046)</b> 〔比例:25.3% (調整なし) 基礎:26.7% (2046)〕 2030年度:3,600億円 2040年度:4,400億円 2060年度:3,000億円	—	(1) 給付調整の基準額の引上げ 2019年度:47万→62万に相当	(2) 高在老の撤廃	<b>51.8% (2046) ▲0.2%</b> 〔比例:25.1% (2022) 基礎:26.7% (2046)〕 2030年度:1,700億円 2040年度:2,100億円 2060年度:1,400億円
ケースⅢ	<b>50.8% (2047)</b> 〔比例:24.6% (2025) 基礎:26.2% (2047)〕 2030年度:3,500億円 2040年度:4,200億円 2060年度:2,900億円	<b>50.7% ▲0.1%</b> 〔比例:24.5% 基礎:26.2%〕 2040年度:1,000億円	—	<b>50.6% (2047) ▲0.2%</b> 〔比例:24.4% (2025) 基礎:26.2% (2047)〕 2030年度:1,700億円 2040年度:2,000億円 2060年度:1,400億円	<b>50.4% (2047) ▲0.4%</b> 〔比例:24.2% (2026) 基礎:26.2% (2047)〕
ケースⅤ	<b>44.5% (2058)</b> 〔比例:22.6% (2032) 基礎:21.9% (2058)〕 2030年度:3,200億円 2040年度:3,200億円 2060年度:2,200億円	—	—	<b>44.3% (2058) ▲0.2%</b> 〔比例:22.4% (2032) 基礎:21.9% (2058)〕 2030年度:1,500億円 2040年度:1,500億円 2060年度:1,000億円	<b>44.2% (2058) ▲0.4%</b> 〔比例:22.2% (2033) 基礎:21.9% (2058)〕

注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)  
 注2: 支給停止額は、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算した金額。 ※上記は、山井事務所追記

出所: 厚生労働省財政検証資料に山井事務所にて付記

パネル写し



# 在職老齢年金制度見直しによる所得代替率への影響

## 2019 (令和元) 年財政検証の結果について < 経済:ケースⅢ 人口:中位 >

- マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2047(令和29)年度』、『厚生年金で2025(令和7)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.8%』が維持される。
- 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新デル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。

厚生年金額は、在老廃止で▲約1500円(年約1.8万円)、基準額62万円への引上げで▲約700円(年約9千円)、基準額55万円への引上げで▲約400円(年約4千円)

【経済(ケースⅢ)】

- ・物価上昇率 1.2%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 1.1%
- ・運用利回り(実質<対物価>) 2.8%
- (参考)経済成長率(実質) 0.4%

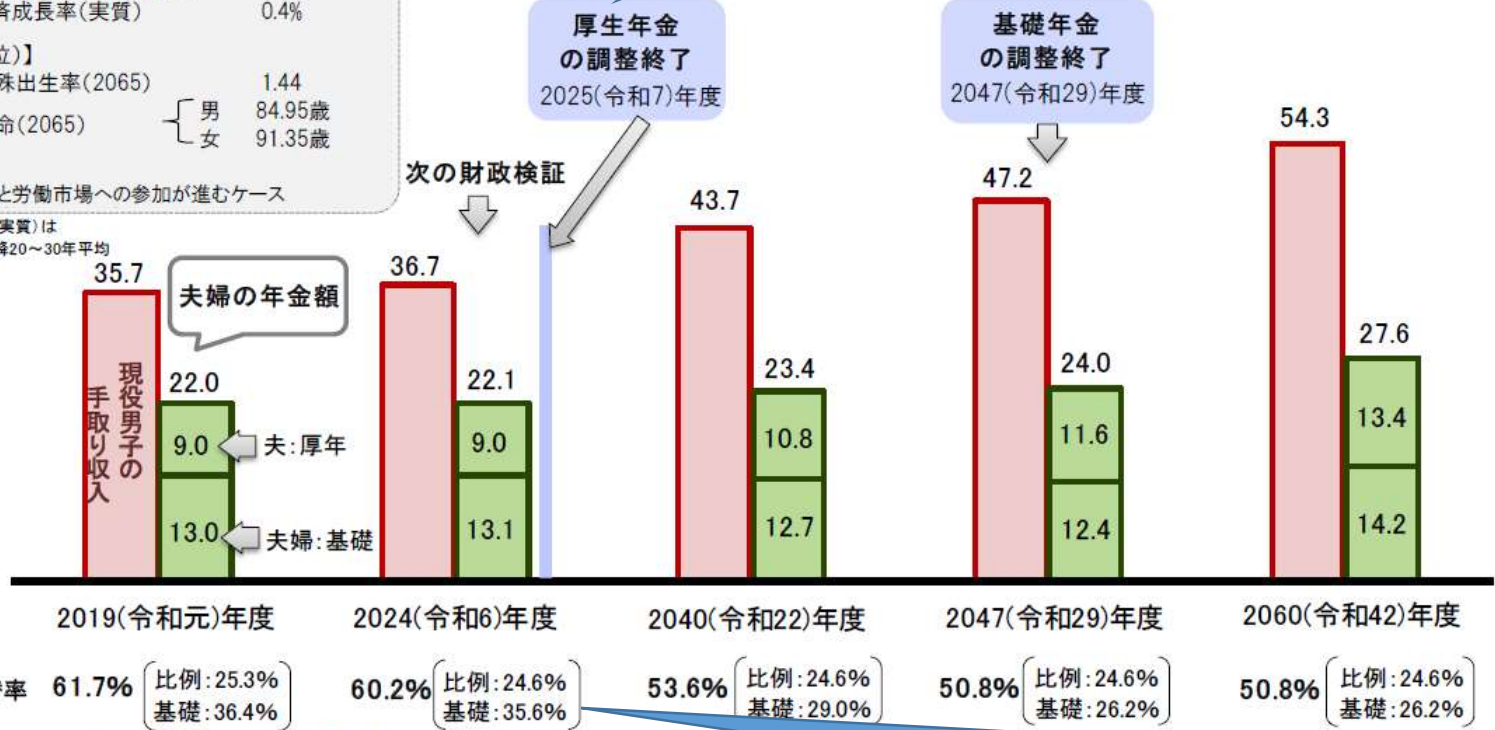
【人口(中位)】

- ・合計特殊出生率(2065) 1.44
- ・平均寿命(2065)
  - 男 84.95歳
  - 女 91.35歳

【労働力】

経済成長と労働市場への参加が進むケース

単位:万円(月額)  
※ 年金額は物価



厚生年金の所得代替率は、在老廃止で24.2%、基準額62万円への引上げで24.4%、55万円への引上げで24.5%

出所:厚生労働省財政検証資料に山井事務所にて付記

# 高在老の基準額引上げ・廃止の影響

パネル写し

厚生老齢年金受給権者数	2,701万人
65歳以上の在職受給権者	248万人

65歳以上の在職停止(全部・一部)者数	41万人
対受給権者割合	1.5%
対65歳以上の在職受給権者割合	16.5%

※高在老の廃止もしくは基準額の引上げによる受給者全体の減額は、2025年度の厚生年金のマクロ経済スライド終了後に適用されるので、減少額の数値は現在の受給権者数を機械的に当てはめたもの

※基準額62万円引上げ時の一部支給となる人数(最大23万人)は、厚生労働省へのヒアリングに基づき設定

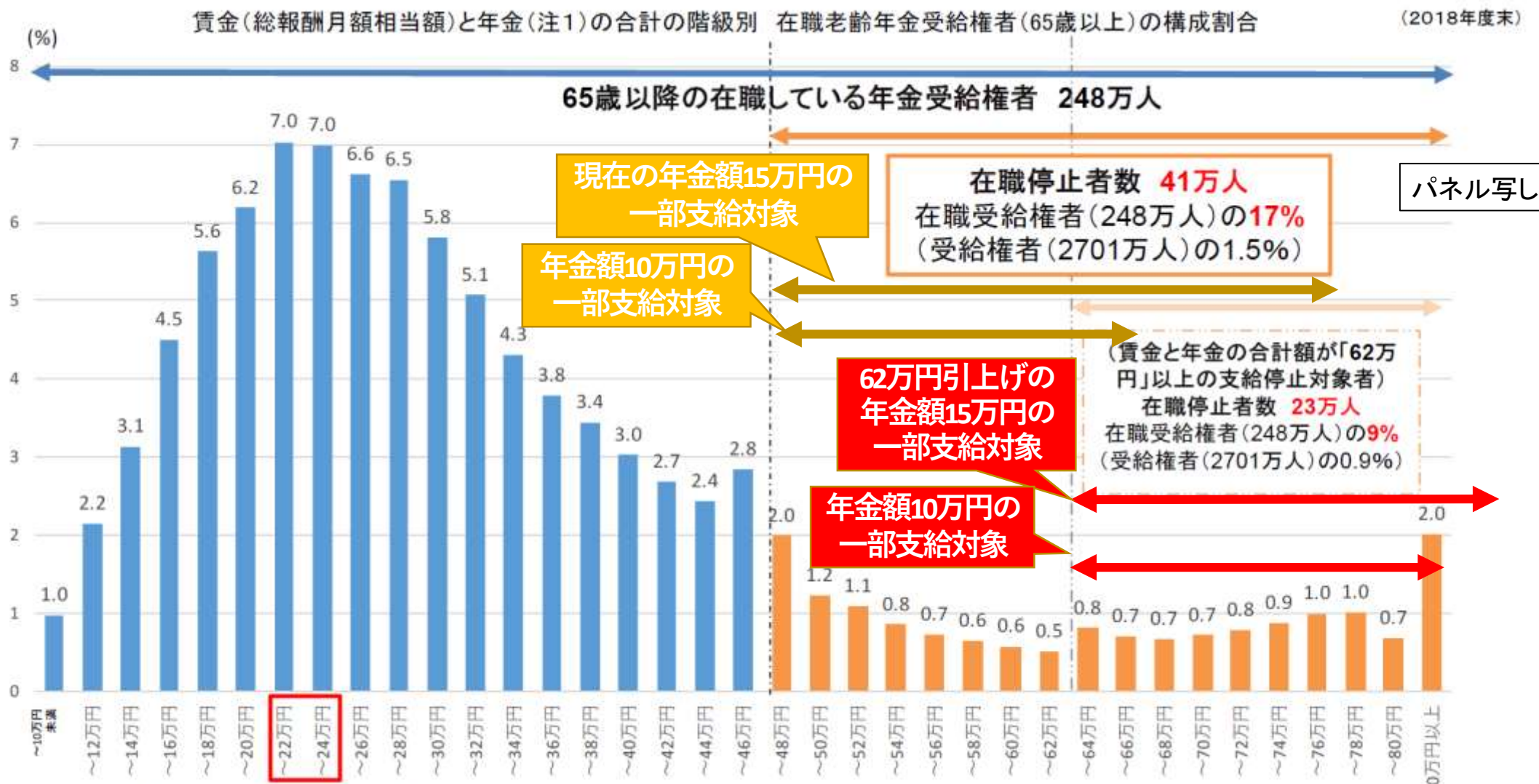
基準額62万円引上げの場合の65歳以上の在職停止(全部・一部)者数	23万人
対受給権者割合	0.9%
対65歳以上の在職受給権者割合	9.3%
基準額引上げで全額支給となる人数	18万人
基準額引上げで一部支給となる人数	最大23万人
基準額引上げで支給増となる人数	最大41万人

出所:厚生労働省資料を基に山井和則事務所

高在老 <b>廃止</b> に必要な財源	4,100億円
高在老廃止による増額対象者1人当たり増加額(年)	100万円
高在老廃止による増額対象者1人当たり増加額(月)	8.3万円
高在老廃止による受給者1人当たり <b>減少</b> 額(年)	1.5万円
高在老廃止による受給者1人当たり <b>減少</b> 額(月)	約1,300円

高在老 <b>基準額引上げ</b> に必要な財源	2,200億円
高在老基準額引上げによる増額対象者1人当たり増加額(年)	53.7万円
高在老基準額引上げによる増額対象者1人当たり増加額(月)	4.5万円
高在老基準額引上げによる受給者1人当たり <b>減少</b> 額(年)	8千円
高在老基準額引上げによる受給者1人当たり <b>減少</b> 額(月)	約700円

# 高在老の適用対象となる収入階級



注1 支給停止は共済組合等が支給する年金額も含んで判定するが、上記分布の年金額には日本年金機構が支給する分であり共済組合等が支給する分は含まれていないため、基準額(46万円)(※2018年度の基準額)未満であっても支給停止されている者がいることに留意が必要。

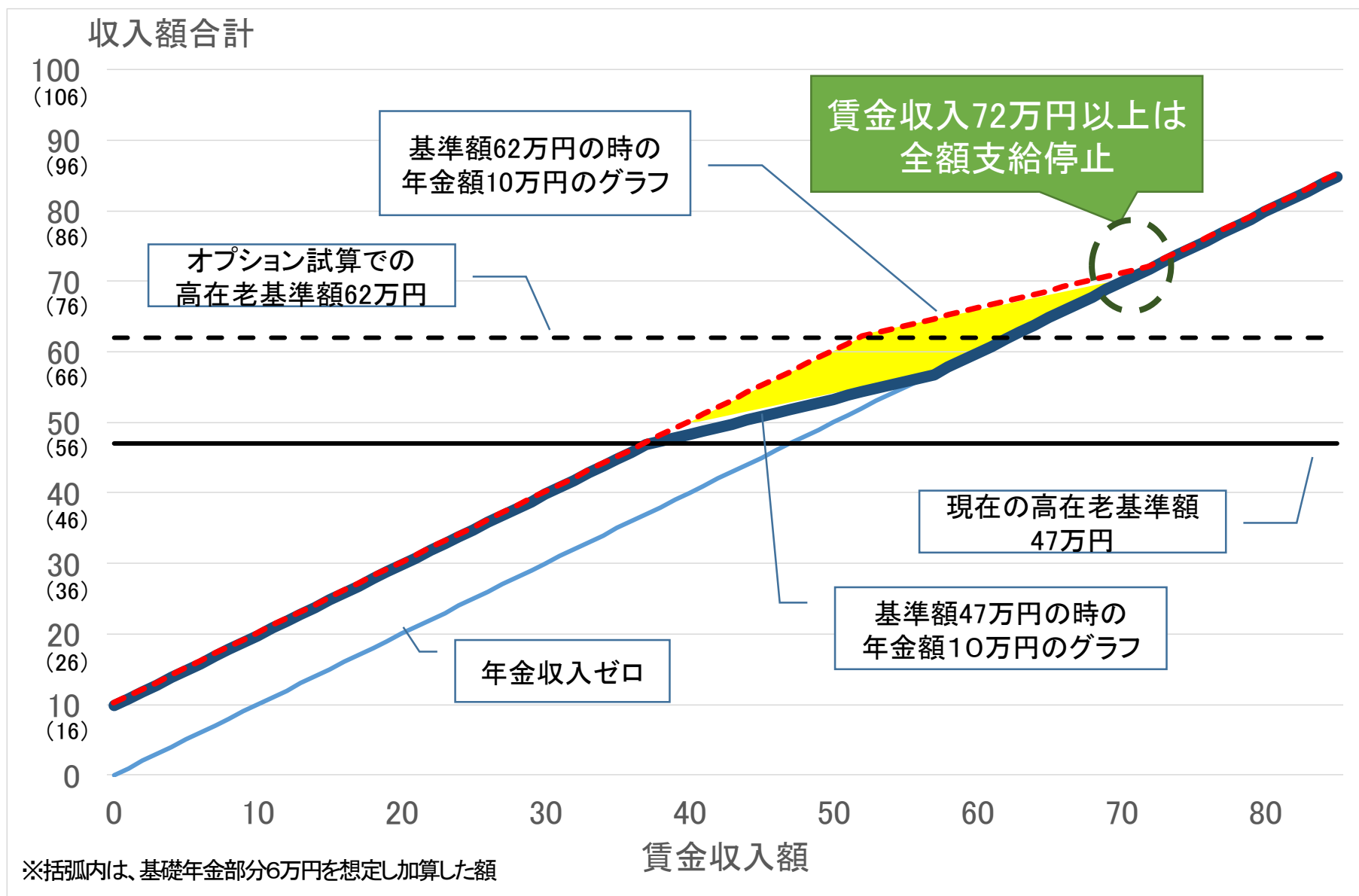
注2 第1号厚生年金被保険者期間を持つ者が対象であり、第2~4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。

**基準額62万円の引上げで、高所得者含めほとんどが支給対象になる**

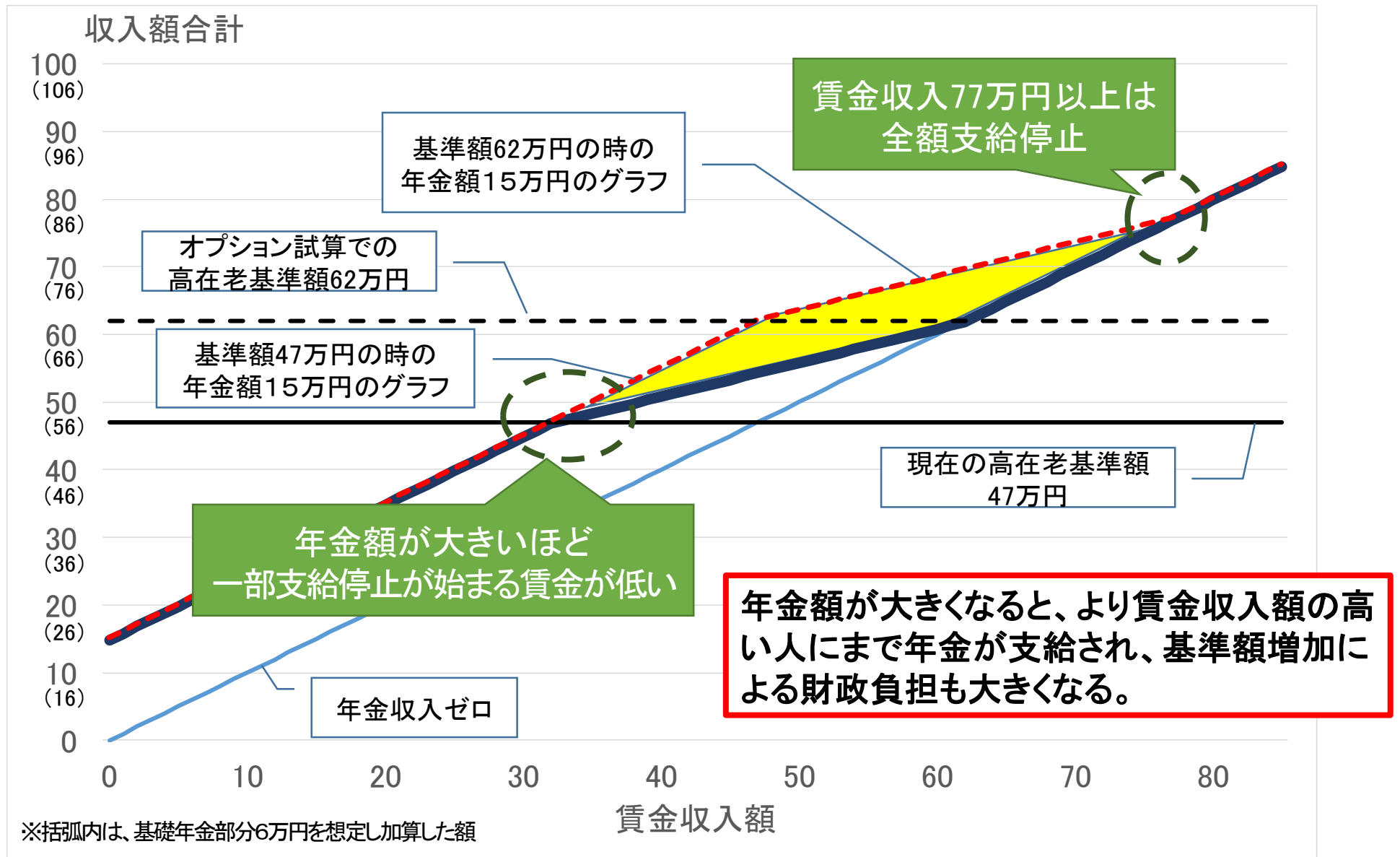
出所: 社会保障審議会年金部会(2019年10月9日)厚生労働省提出資料に山井事務所にて付記



# 年金額10万円のケースのイメージ



# 年金額15万円のケースのイメージ



出所：厚生労働省財政検証資料を基に山井事務所にて作成



# 単身・基礎年金のみ年金給付

ケース	給付額	2019年	2019年	ケース	給付額
I	6.5万円→6.8万円 ～2046年度の物価上昇率, 162.3% 2019年度比で+3.8%	2046年度所得代替率 26.7%	2046年(物価で割引) 6.8万円 微増 2046年(賃金で割引) 4.8万円 激減	I	6.5万円→4.8万円 ～2046年度の名目賃金上昇率, 231.8% 2019年度比で▲26.7%
II	6.5万円→6.6万円 ～2046年度の物価上昇率, 152.9% 2019年度比で+0.8%	2046年度所得代替率 26.6%	2046年(物価で割引) 6.6万円 微増 2046年(賃金で割引) 4.7万円 激減	II	6.5万円→4.7万円 ～2046年度の名目賃金上昇率, 212.3% 2019年度比で▲27.0%
III	6.5万円→6.2万円 ～2047年度の物価上昇率, 144.7% 2019年度比で▲4.6%	2047年度所得代替率 26.2%	2046年(物価で割引) 6.2万円 微減 2046年(賃金で割引) 4.7万円 激減	III	6.5万円→4.7万円 ～2047年度の名目賃金上昇率, 193.4% 2019年度比で▲28.1%
IV	6.5万円→5.8万円 ～2044年度の物価上昇率, 127.2% 2019年度比で▲10.8%	2044年度所得代替率 26.9%	2046年(物価で割引) 5.8万円 2046年(賃金で割引) 4.8万円	IV	6.5万円→4.8万円 ～2044年度の名目賃金上昇率, 155.3% 2019年度比で▲26.1%
V	6.5万円→5.7万円 ～2043年度の物価上昇率, 120.7% 2019年度比で▲12.3%	2043年度所得代替率 27.4%	2046年(物価で割引) 5.7万円 2046年(賃金で割引) 4.9万円	V	6.5万円→4.9万円 ～2043年度の名目賃金上昇率, 142.0% 2019年度比で▲24.8%
VI	6.5万円→5.8万円 ～2043年度の物価上昇率, 115.8% 2019年度比で▲10.8%	2043年度所得代替率 29.6%	2046年(物価で割引) 5.8万円 2046年(賃金で割引) 5.3万円	VI	6.5万円→5.3万円 ～2043年度の名目賃金上昇率, 128.9% 2019年度比で▲18.9%

※本試算は、所得代替率が50%を割らない前提の年度で行っている。 ※本試算は簡易的に行っており、数値は概数である。

出所：厚生労働省財政検証資料を基に山井事務所にて作成

# 夫婦モデル世帯の年金給付

ケース	給付額	2019年	2046年(物価で割引)	2046年(賃金で割引)	ケース	給付額
I	22万円→26.3万円 ~2046年度の物価上昇率, 162.3% 2019年度比で+19.5%	22万円	26.3万円 増	18.5万円 減	I	22万円→18.5万円 ~2046年度の名目賃金上昇率, 231.8% 2019年度比で▲15.8%
II	22万円→25.3万円 ~2046年度の物価上昇率, 152.9% 2019年度比で+15.0%	22万円	25.3万円 増	18.4万円 減	II	22万円→18.4万円 ~2046年度の名目賃金上昇率, 212.3% 2019年度比で▲16.3%
III	22万円→24.0万円 ~2047年度の物価上昇率, 144.7% 2019年度比で+9.1%	22万円	24.0万円 増	18.1万円 減	III	22万円→18.1万円 ~2047年度の名目賃金上昇率, 193.4% 2019年度比で▲17.6%
IV	22万円→21.5万円 ~2044年度の物価上昇率, 127.2% 2019年度比で▲2.3%	22万円	21.5万円	17.9万円	IV	22万円→17.9万円 ~2044年度の名目賃金上昇率, 155.3% 2019年度比で▲18.9%
V	22万円→20.7万円 ~2043年度の物価上昇率, 120.7% 2019年度比で▲5.9%	22万円	20.7万円	17.9万円	V	22万円→17.9万円 ~2043年度の名目賃金上昇率, 142.0% 2019年度比で▲18.9%
VI	22万円→19.6万円 ~2043年度の物価上昇率, 115.8% 2019年度比で▲10.9%	22万円	19.6万円	17.9万円	VI	22万円→17.9万円 ~2043年度の名目賃金上昇率, 128.9% 2019年度比で▲18.9%

※本試算は、所得代替率が50%を割らない前提の年度で行っている。 ※本試算は簡易的に行っており、数値は概数である。

出所：厚生労働省財政検証資料を基に山井事務所にて作成



# 骨太の方針2019（令和元年6月21日閣議決定）【抄】

## （多様な就労・社会参加に向けた年金制度改革等）

高齢者、女性をはじめとして多様な就労・社会参加を促進するため、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆社会保険制度の実現を目指して検討を行う。働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大について検討を進めるなど、多様な働き方、働き方に対応した社会保障制度を目指す。雇用の期間を「縦」に伸ばす観点から、元気で働く意欲のある高齢者の雇用機会の更なる拡大に向けた環境を整備するとともに、雇用の選択肢を「横」に広げていく取組を進める。あわせて、サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する。

短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、これまでの被用者保険の適用拡大及びそれが労働者の就業行動に与えた影響についての効果検証を行うつつ、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。また、多様で柔軟な働き方を支援するため、就業調整の是正に向けた環境整備を進めるとともに、企業によるキャリア相談やパワハラ休暇制度の導入を促進する。

高齢期における職業生活の多様性に応じた一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向、年金財政や再分配機能に与える影響、公平性等に留意した上で、繰下げ制度の柔軟化を図るとともに、就労意欲を阻害しない観点から、将来的な制度の廃止も展望しつつ在職高齢年金の在り方等を検討し、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。また、老後の生活設計の選択を支援するため、随時ねんきん定期便等の記載を見直す。

雇用情勢はアベノミクス等の成果により引き続き安定的に推移していること等を踏まえ、消費税率引上げ後の国民の所得環境にも留意し、雇用保険の積立金の積極的な活用と安定的な運営の観点から、雇用保険料と国庫負担の時限的な引下げの継続等について検討する。

## 成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）【抄】

### ①70歳までの就業機会確保

#### （第一段階の法制整備）

70歳までの就業機会の確保を円滑に進めるためには、法制についても、二段階に分けて、まず、第一段階の法制の整備を図ることが適切である。

第一段階の法制については、法制度上、上記の（a）～（g）といった選択肢を明示した上で、70歳までの就業機会確保の努力規定とする。また、必要があると認められる場合は、厚生労働大臣が、事業主に対して、個社労使で計画を策定するよう求め、計画策定については履行確保を求める。

#### （第二段階の法制整備）

第一段階の実態の進捗を踏まえて、第二段階として、現行法のような企業名公表による担保（いわゆる義務化）のための法改正を検討する。この際は、かつての立法例のように、健康状態が良くない、出勤率が低いなど労使が合意した場合について、適用除外規定を設けることについて検討する。

#### （提出時期及び留意点）

混乱が生じないよう、65歳（現在63歳）（現在63歳）（現在63歳）（現在63歳）までの現行法制度は、改正を検討しないこととする。手続的には、労働政策審議会における審議を経て、2020年の通常国会において、第一段階の法案提出を図る。

#### （年金制度との関係）

70歳までの就業機会の確保に伴い、現在65歳からとなっている年金支給開始年齢の引上げは行わない。

他方、現在60歳から70歳まで自分で選択可能となっている年金受給開始の時期については、70歳以降も選択できるよう、その範囲を拡大する。加えて、在職高齢年金制度について、公平性に留意した上で、就労意欲を阻害しない観点から、将来的な制度の廃止も展望しつつ、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。

このような取組を通じ、就労を阻害するあらゆる壁を撤廃し、働く意欲を削がない仕組みへと転換する。

#### （諸環境の整備）

高齢者のモチベーションや納得性に配慮した、能力及び成果を重視する評価・報酬体系構築の支援、地方公共団体を中心とした就労促進の取組、キャリア形成支援・リカレント教育の推進、高齢者の安全・健康の確保など、高齢者が能力を発揮し、安心して活躍するための環境を整備する。

また、女性会員の拡充を含めたシルバークリウドの機能強化など、中高年齢層の女性の就労支援を進める。

※下線は山井事務所にて付記



# 在職老齢年金制度が高齢者雇用に与える影響の分析②

- 60歳台が就業形態(フルタイム、パートタイム、非就業(就業希望あり・なし))を選択する際に影響を与える要因の分析(内閣府)によると、60歳台全体では、在職老齢年金による支給停止がなかった場合フルタイム就業を選択する確率は2.09%pt(約14万人相当)上昇するとされている。
- 他方、年齢別に見た場合、65歳以上では年金支給停止の基準額が高いことなどから在職老齢年金制度による年金停止が比較的起きにくいいため影響は小さい。(※試算に用いた期待賃金が実際よりやや低めに分布している点には留意が必要)

## ○内閣府政策統括官(経済財政分析担当)(2018)「政策課題分析シリーズ16 60代の労働供給はどのように決まるのか? — 公的年金・継続雇用制度等の影響を中心に —

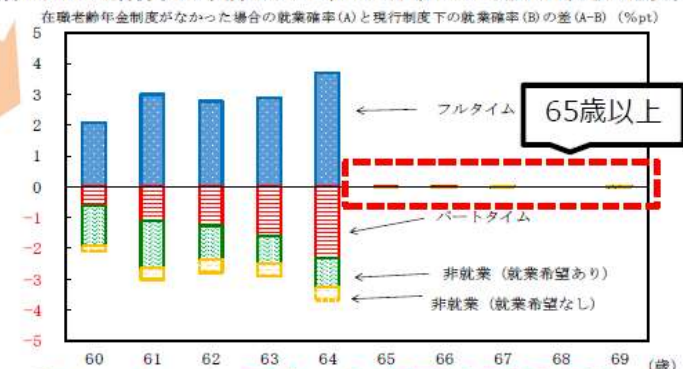
- 調査対象年: 2005~2015年
- 調査対象者: 2005年当時50~59歳の雇用者の男性(※なお、①公的年金の受給額が月額29.2万円以上、②公的年金以外の収入が月額120万円以上のいずれかを満たした者等はサンプルから除外されている点には留意が必要)
- 調査内容: 60代が就業形態(フルタイム、パートタイム、非就業(就業希望あり・なし))を選択する際に影響を与える要因(健康状態、親族への介護、在職老齢年金制度、企業における継続雇用制度等)の分析
- 主な結論:

・在職老齢年金による年金停止がなかったと仮定すると、60代全体でフルタイム就業を選択する確率は**2.09%pt(14万人相当)上昇する。**

項目	推定就業選択率(推定人数)の変化幅			
	フルタイム	パートタイム	非就業 (就業希望あり)	非就業 (就業希望なし)
在職老齢年金による年金停止がなかった場合	<b>2.09%pt (+14.0万人)</b>	-0.95%pt (▲6.4万人)	-0.89%pt (▲6.0万人)	-0.26%pt (▲1.7万人)
(参考) 勤め先に継続雇用制度等が存在	26.25%pt (+176.4万人)	-2.68%pt (▲18.0万人)	-11.86%pt (▲79.7万人)	-11.71%pt (▲78.7万人)

・年齢別に見た場合、65歳以上では年金支給停止の基準額が高いことなどから在職老齢年金制度による年金停止が比較的起きにくいいため影響は小さい。

※試算に用いた期待賃金が実際よりやや低めに分布している点には留意が必要。



・しかし、潜在的な労働供給の顕在化などを通じ、60代がより長い期間活躍し、そのスキルに見合った報酬を得るようになれば、60代後半においても在職老齢年金制度により年金の支給停止の対象となるケースが増え、これまで以上に彼らの就業意欲を抑制するリスクがある。



# 働く高齢者の年金減る月収

## 62↓50万円台に修正検討

厚生労働省は働く高齢者の厚生年金を減らすに職老齢年金制度の見直し案について、年金が減る基準額を月収62万円から50万円台に修正する検討に入った。現状は65歳以上なら47万円、これを上回ると年金が減る。厚労省は62万円に上げる案を示したが、与党から将来世代の年金水準の悪

化を懸念する声や高所得者の優遇との批判が出て、再検討を迫られている。在職老齢年金は働いて得た賃金と、年金の合計が基準額を超えると年金が減る仕組み。今は65歳以上なら月47万円、60歳以上なら月28万円が減額基準となっている。働

高齢者の就業意欲をそぐとの指摘があり、基準を上げる検討が進んでいる。厚労省は10月9日の社会保障審議会（厚労相の諮問機関）の年金部会で、60〜64歳、65歳以上のいずれも基準額を62万円に引き上げる案を示している。65歳以上の減額対象者は2018年度末時点

の41万人から23万人に絞られる。受給者全体に占める割合は1・5%から0・9%になる。

ところが減額対象者が減れば、年金の給付が増えるため財政にはマイナスになる。減額された給付の合計は18年度で約9千億円。制度を縮小すれば現役世代が将来受け取る給付水準は下がる。与党内からは「基準額は62万円より低くすべきだ」との指摘が出ていた。

（例）64歳については、賃金と年金の合計月額が28万円を超えれば年金が減る。この部分の減額基準は65歳以上の基準に合わせて引き上げられる方向だ。厚労省は今後、年金部会や与党の議論も踏まえながら年内に制度設計を詰め、来年の通常国会への関連法案提出を目指す。

# 減額基準「50万円台」案

## 厚労省 現行は月47万円

### 在職老齢年金

厚生労働省は、賃金と年金の合計月額が一定基準を超える高齢者の年金を減らす「在職老齢年金制度」について、65歳以上の減額基準を現行の47万円から50万円台に引き上げる案の検討に入った。将来世代の年金水準への影響を最小限に抑え、高齢者の就労も促したい考えで、与党内での議論を踏まえ、見直しを進める方針だ。

現行制度では、65歳以上の労働者について、賃金と年金の合計月額が47万円を超えた場合、超過分の半額が年金から差し引かれる。働いていない場合は年金を満額でもらえるのに対し、働いている場合は年金が減る可能性がある。高齢でも働きやすい環境を整えるために、政府が見直しを掲げている。

在職老齢年金制度（65歳以上）の見直しとその影響

減額対象者数	制度変更で生じる追加の年金給付	将来の所得代替率に与える影響
0人	年4100億円	0.45%減
23万人	年2200億円	0.2%減
?	?	0.1%減程度
41万人	0円	変化なし

厚労省は今月9日の年金部会で、減額基準を47万円から62万円に引き上げる案

# 在職老齢年金廃止見送り

## 厚労省方針 減額基準は引き上げ

働いて一定の収入がある高齢者の厚生年金を減らす「在職老齢年金制度」について、厚生労働省は来年の制度改正では廃止しない方針を固めた。廃止すれば年金支給が年1兆円以上も増えることなどを軸に検討する。

え、年金財政に影響が大きいことなどを考慮した。65歳以上の年金減額の基準は、今の「月収47万円超」から「62万円超」に引き上げることを軸に検討する。在職老齢年金制度は、給与と年金の合計額が、60〜64歳は月28万円超、65歳以上は月47万円超の場合、超えた分の半額などを年金から差し引く仕組み。現在、60〜64歳の対象者は約88万人で減額総額は年約7千億円、65歳以上は約36万人で約4千億円。高齢者の就労意欲を損ねているとの指摘から見直しを進めている。

厚生年金保険料の算出のもとになる標準報酬月額（月収）の最高区分が「62万円」であることなどを踏まえ、65歳以上は対象を月収62万円超に引き上げることを軸に検討する。この場合、対象者は今の約半数の約18万人に減ると見込む。60〜64歳については、同じ62万円超とする案がある。厚労省は今年9月の約半数の約18万人に減ると見込む。60〜64歳については、同様の議論を踏まえて最終判断する。

（山本恭介）



「全世代型社会保障」初会合

政府は二十日、安倍首相と菅首相が揃って「全世代型社会保障」の在り方に関する検討会「初会合」を開催した。菅首相は「全世代型社会保障」への改革は最大のチャレンジ。社会保障を維持するためには、年金と医療の増大を抑えるために、働く高齢者を増やし、年金と医療の保険料を支払う環境を整えてもらう。政府は、高年齢者への年金支給開始年齢の引き上げ（1割→2割）や、介護・介護の改革も議論する。菅首相は「全世代型社会保障」への改革は最大のチャレンジ。社会保障を維持するためには、年金と医療の増大を抑えるために、働く高齢者を増やし、年金と医療の保険料を支払う環境を整えてもらう。政府は、高年齢者への年金支給開始年齢の引き上げ（1割→2割）や、介護・介護の改革も議論する。菅首相は「全世代型社会保障」への改革は最大のチャレンジ。社会保障を維持するためには、年金と医療の増大を抑えるために、働く高齢者を増やし、年金と医療の保険料を支払う環境を整えてもらう。政府は、高年齢者への年金支給開始年齢の引き上げ（1割→2割）や、介護・介護の改革も議論する。

「痛み」求める声次々

「全世代型社会保障」初会合

70歳以上の高齢者の年金の確保と、年金支給開始年齢の引き上げの検討

2019年 9月 65歳以上の人口368万人。高齢化率28.4%（総務省人口推計）

20日 全世代型社会保障検討会初会合

10月1日 消費税率10%に引き上げ年内 検討会が中間報告

20 年金などの改革関連法案を通常国会に提出

8月 検討会が最終報告書。菅首相の方針に改革案を明記

秋以降 医療などの改革関連法案を国会に提出

21 9月 安倍首相の自民党総任期中満了

22 団塊の世代が75歳以上になり始める

25 団塊の世代が年金75歳以上に

40 団塊ジュニア世代が全員65歳以上に。高齢化率35.3%

42 65歳以上の人口がピークの3935万人に

現在約120兆円の社会保障給付費が約140兆円に

社会保障給付費が約180兆円に

2019年度の社会保障給付費 123.7兆円の内訳

給付	年金	医療	福祉
	56.9兆円	39.6	27.2
負担	保険料	税	
	71.5	48.8	

※ 横軸の運用収入など

菅首相は「全世代型社会保障」への改革は最大のチャレンジ。社会保障を維持するためには、年金と医療の増大を抑えるために、働く高齢者を増やし、年金と医療の保険料を支払う環境を整えてもらう。政府は、高年齢者への年金支給開始年齢の引き上げ（1割→2割）や、介護・介護の改革も議論する。菅首相は「全世代型社会保障」への改革は最大のチャレンジ。社会保障を維持するためには、年金と医療の増大を抑えるために、働く高齢者を増やし、年金と医療の保険料を支払う環境を整えてもらう。政府は、高年齢者への年金支給開始年齢の引き上げ（1割→2割）や、介護・介護の改革も議論する。

社会保障改革の主な検討項目

年金	厚生年金のパートら短時間労働者への適用拡大 年金の支給開始年齢の75歳までの選択的拡大 「在職老齢年金」制度の廃止・縮小
介護	介護保険サービスの自己負担の引き上げ（1割→2割） ケアプラン作成費に自己負担導入
医療	後期高齢者の窓口負担の引き上げ（1割→2割） 市販薬と同じような成分の薬の保険適用範囲の見直し

二十日初会合が開かれた「全世代型社会保障」の検討会には、少子高齢化に伴う社会保障費の増大を抑えるため、働く高齢者を増やし、年金と医療の保険料を支払う環境を整えてもらう。政府は、高年齢者への年金支給開始年齢の引き上げ（1割→2割）や、介護・介護の改革も議論する。菅首相は「全世代型社会保障」への改革は最大のチャレンジ。社会保障を維持するためには、年金と医療の増大を抑えるために、働く高齢者を増やし、年金と医療の保険料を支払う環境を整えてもらう。政府は、高年齢者への年金支給開始年齢の引き上げ（1割→2割）や、介護・介護の改革も議論する。

菅首相は「全世代型社会保障」への改革は最大のチャレンジ。社会保障を維持するためには、年金と医療の増大を抑えるために、働く高齢者を増やし、年金と医療の保険料を支払う環境を整えてもらう。政府は、高年齢者への年金支給開始年齢の引き上げ（1割→2割）や、介護・介護の改革も議論する。菅首相は「全世代型社会保障」への改革は最大のチャレンジ。社会保障を維持するためには、年金と医療の増大を抑えるために、働く高齢者を増やし、年金と医療の保険料を支払う環境を整えてもらう。政府は、高年齢者への年金支給開始年齢の引き上げ（1割→2割）や、介護・介護の改革も議論する。

給付抑制へ 首相「70歳まで雇用を」

菅首相は「全世代型社会保障」への改革は最大のチャレンジ。社会保障を維持するためには、年金と医療の増大を抑えるために、働く高齢者を増やし、年金と医療の保険料を支払う環境を整えてもらう。政府は、高年齢者への年金支給開始年齢の引き上げ（1割→2割）や、介護・介護の改革も議論する。菅首相は「全世代型社会保障」への改革は最大のチャレンジ。社会保障を維持するためには、年金と医療の増大を抑えるために、働く高齢者を増やし、年金と医療の保険料を支払う環境を整えてもらう。政府は、高年齢者への年金支給開始年齢の引き上げ（1割→2割）や、介護・介護の改革も議論する。

在職老齢年金混迷

「金持ち優遇」与野党批判

「在職老齢年金」の見直しを巡り、高収入の高齢者の年金を手厚くする厚生労働省案と、与野党から「金持ち優遇」など、批判が噴出している。65歳以上を対象とした制度について、厚労省は年金減額を始める基準を「月額年金で月47万円超」から「同82万円超」に引き上げる案を示したが、批判を受けて同50万円台とする修正案を11月の審議会に再提示する。また、見直し自体への反発もあり、着地点は見いだせていない。

厚労省見直し案修正へ

「62万円を引き上げ」源が必要。若い世代に負担を押し付ける。（負担を）回すには大

在職老齢年金 60歳以上で厚生年金を受給する人が会社勤めを続ける場合、賞金と年金の合計が一定額を超えると年金が減額される仕組み。60～64歳は月28万円、65歳以上は月47万円を超えるなど年金が減らされる。このうち60代前半を対象とした制度は、厚生年金の支給開始年齢の65歳への引き上げが完了（男性2025年、女性30年）すると同時になくなるため、今回の年金改革では65歳以上を対象とした制度の在り方が焦点だ。

■在職老齢年金（65歳以上対象）を見直しした場合の影響

年金減額の基準	現行47万円超	50万円台	62万円超	全廃
減額の対象者	約41万人	（試算中）	約23万人	0人
追加の財政支出	0円	（試算中）	約2300億円	4100億円
将来世代への影響※	なし	0.1%減程度	0.2%減	0.4%減

※ 現役男性の平均手取り収入に占める高齢モデル世帯が受給する年金額の割合（所得代替率）がどの程度減るか

高齢者の働く意欲をそぐとして見直しを掲げた。しかし、案の公表後に与野党から「待たされたかかった」など、批判が噴出した。厚労省は「62万円超」に引き上げた場合、年金財政から年約2200億円追加支出が必要となる。比較的生活に余裕のある高齢者の年金を手厚くするために、低賃金・低年金者を含む将来世代の年金を減らす構図が浮き彫りになった形、与野党を問わず「格差拡大」との批判が広がった。

さい類だ。自民資本が28日に開かれた年金委員会。多額の財源を投じてまで見直し効果はあるのかと懐疑的な声が上がった。在職老齢年金は、厚生年金を受給しながら働き続ける高齢者の年金を減らす制度。年金

※下線は山井事務所にて付記



# 社会保障改革の「いままで」

## 「全世代型」検討会議初会合

少子高齢化の時代に合わせて「全世代型社会保障」のあり方を検討するための議論を、安倍政権が20日スタートさせた。関係閣僚が約20人を集めて開いた初会合で、「支え手」を増やすことと、「支え手」を育てることを並行して進める方針が示された。長期的な目標として、子育て支援と高齢者の生活支援が挙げられた。また、世代間の世代間公平を実現するための議論が期待されている。



### 時刻

## 「支え手」増に重点「痛み」議論慎重

政権が社会保障改革に動いたのは、人口の多い「団塊の世代」が定年退職になり始める2025年頃から、年金・医療・介護などの社会保障給付が増えるのを想定している。政府は、増える給付を補うための対策として、高齢者の労働力確保や子育て支援の充実を打ち出している。一方で、増える給付に合わせた増徴や増税への議論は慎重に行われている。

### 既定期間は「痛み」を覚悟

政府の改革案には、現行制度の延長や改正の方向性が決まらず、将来の世代間の負担の公平性を確保する必要がある。



政権が描く社会保障制度改革の進め方は...

年	増徴	減額
2019	121.9万円	105.9万円
2020	133.9万円	117.9万円
2021	145.9万円	129.9万円
2022	157.9万円	141.9万円
2023	169.9万円	153.9万円
2024	181.9万円	165.9万円
2025	193.9万円	177.9万円
2030	205.9万円	189.9万円
2040	217.9万円	201.9万円

- ### 主要な検討項目
- ・65歳を超えても継続できる年金制度
  - ・厚生年金のパートへの適用拡大
  - ・有期労働者の年金加入の促進
  - ・特約付加年金の新設
  - ・年金給付削減の検討
  - ・年金給付削減の検討
  - ・年金給付削減の検討

法改正案に増えるのかは... 首相が率いたチームは議論を繰り返して、2025年以降は増える。増える場合は、増える分を補うための対策が必要だ。増える分を補うための対策として、高齢者の労働力確保や子育て支援の充実を打ち出している。

全世代型社会保障検討会議の位置づけは? HDはネットインタビュー、カッコ内は所属の会議名

### 全世代型社会保障検討会議

少子高齢化とライフスタイルの多様化を踏まえ、社会保障制度の改革の基本方針を決定

安住閣僚	首相	菅義偉
菅義偉	菅義偉	菅義偉
菅義偉	菅義偉	菅義偉
菅義偉	菅義偉	菅義偉



## 将来見通し踏み込めるか

首相は口にした内閣改造で社会保障改革に向けた議論を促した。首相官邸に近い関係者は、改革の進め方について慎重な議論が行われていると見られる。一方で、一部の関係者は、改革の進め方について踏み込んで議論する必要があると主張している。

## 消費増税議論すべき 考論 若者への支援が重要

大和研の梅田慶司氏は、消費増税の議論は避けられないとした。消費増税の議論は、社会保障改革の進め方と深く関係している。若者への支援が重要な課題として挙げられている。若者への支援として、子育て支援や教育支援の充実が求められる。また、若者の労働力確保も重要な課題として挙げられている。

【朝日新聞朝刊 2019/9/21】

※下線は山井事務所にて付記



## 高齢社会対策大綱(2018年2月16日閣議決定)(抄)

### 第2 分野別の基本的施策

#### 1 就業・所得

(略)現在の年金制度に基づく公的年金の支給開始年齢の引上げ等を踏まえ、希望者全員がその意欲と能力に応じて65歳まで働けるよう安定的な雇用の確保を図る。また、65歳を超えても、70代を通じ、またそもそも年齢を判断基準とせず、多くの者に高い就業継続意欲が見られる現況を踏まえ、年齢にかかわらず希望に応じて働き続けることができるよう雇用・就業環境の整備を図るとともに、社会保障制度についても、こうした意欲の高まりを踏まえ柔軟な制度となるよう必要に応じて見直しを図る。(略)

#### (2) 公的年金制度の安定的運営

##### イ 高齢期における職業生活の多様性に対応した年金制度の構築

年金の支給開始時期は、現在、60歳から70歳までの間で個人が自由に選べる仕組みとなっている。このうち65歳より後に支給を開始する繰下げ制度について、積極的に制度の周知に取り組むとともに、70歳以降の支給開始を選択可能とするなど、年金受給者にとってより柔軟で使いやすいものとなるよう制度の改善に向けた検討を行う。

また、在職老齢年金については、高齢期における多様な就業と引退への移行に弾力的に対応する観点から、年金財政に与える影響も考慮しつつ、制度の在り方について検討を進める。

##### ウ 働き方に中立的な年金制度の構築

働きたい人が働きやすい環境を整えとともに、短時間労働者に対する年金などの保障を厚くする観点から、短時間労働者の就労実態や企業への影響等を勘案しつつ、更なる被用者保険の適用拡大に向けた検討を着実に進める。

35

## 経済財政運営と改革の基本方針2018(2018年6月15日閣議決定)(抄)

### 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

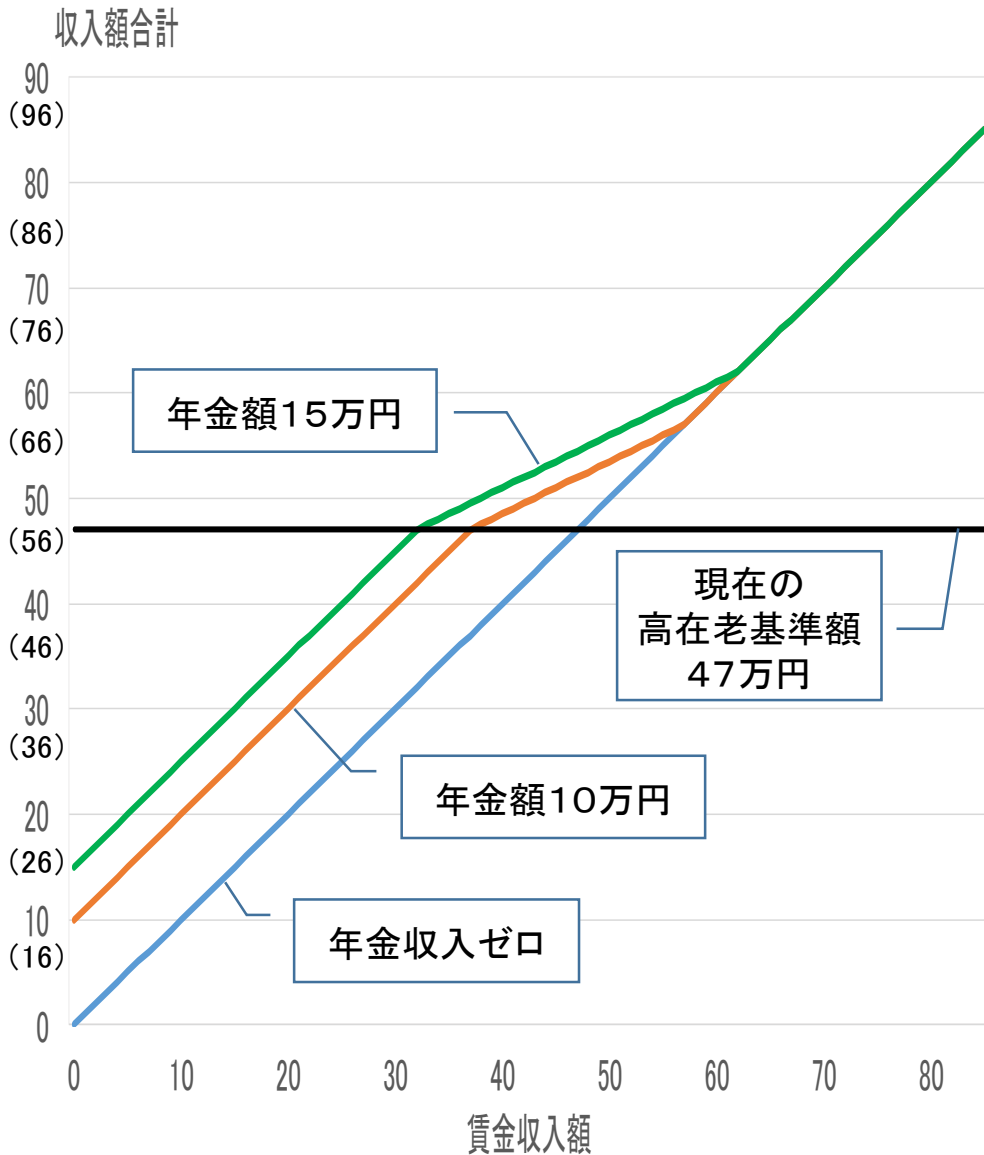
#### (1) 社会保障

##### (生涯現役、在宅での看取り等)

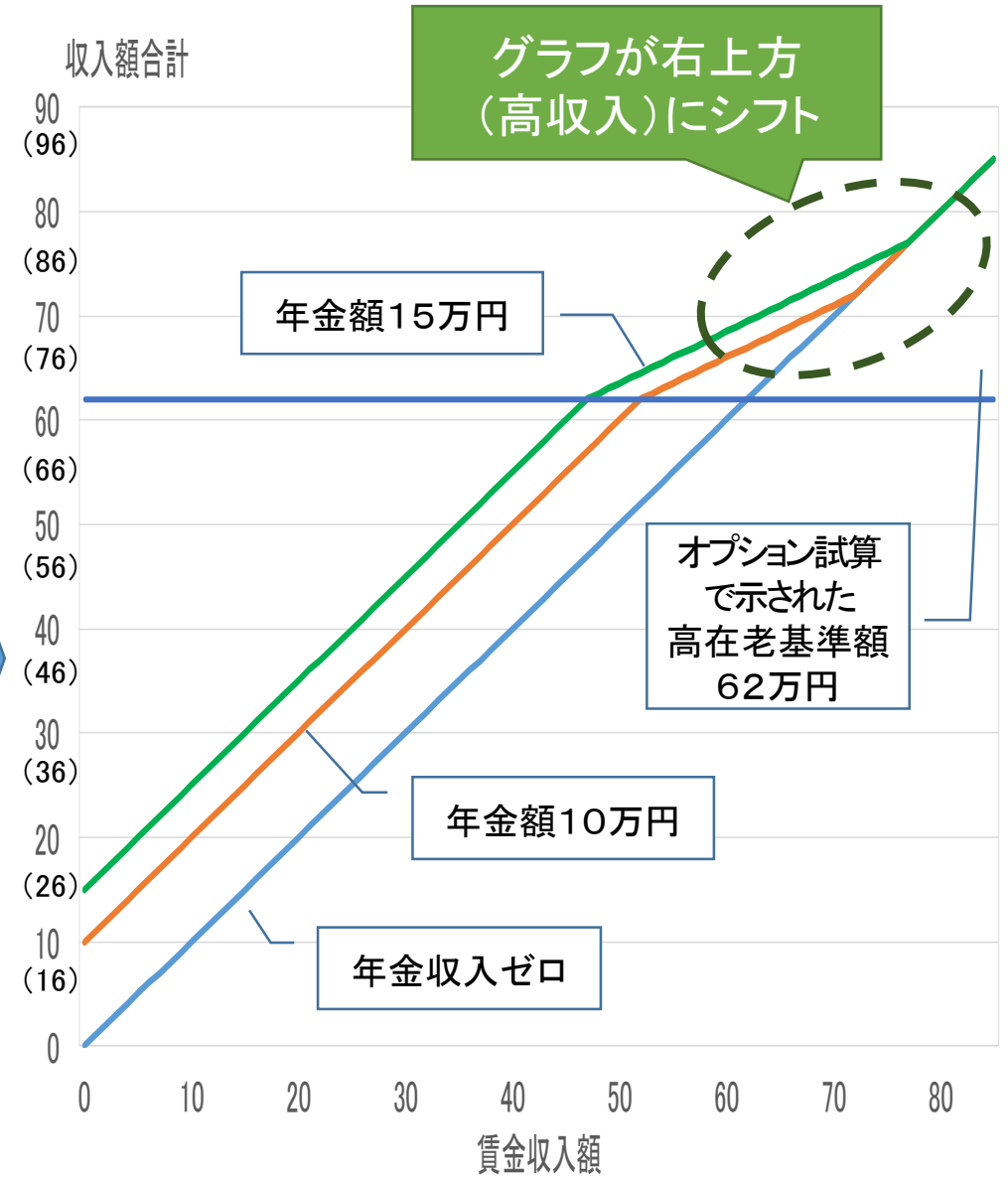
働き方の多様化を踏まえ、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆保険制度の実現を目指して検討を行う。その際、これまでの被用者保険の適用拡大及びそれぞれが労働者の就業行動に与えた影響についての効果検証を行う。年金支給開始年齢の柔軟化や在職老齢年金制度の見直し等により、高齢者の勤労に中立的な公的年金制度を整備する。(略)



# 年金受給額別の高在老の適用状況



※括弧内は、基礎年金部分6万円を想定し加算した額



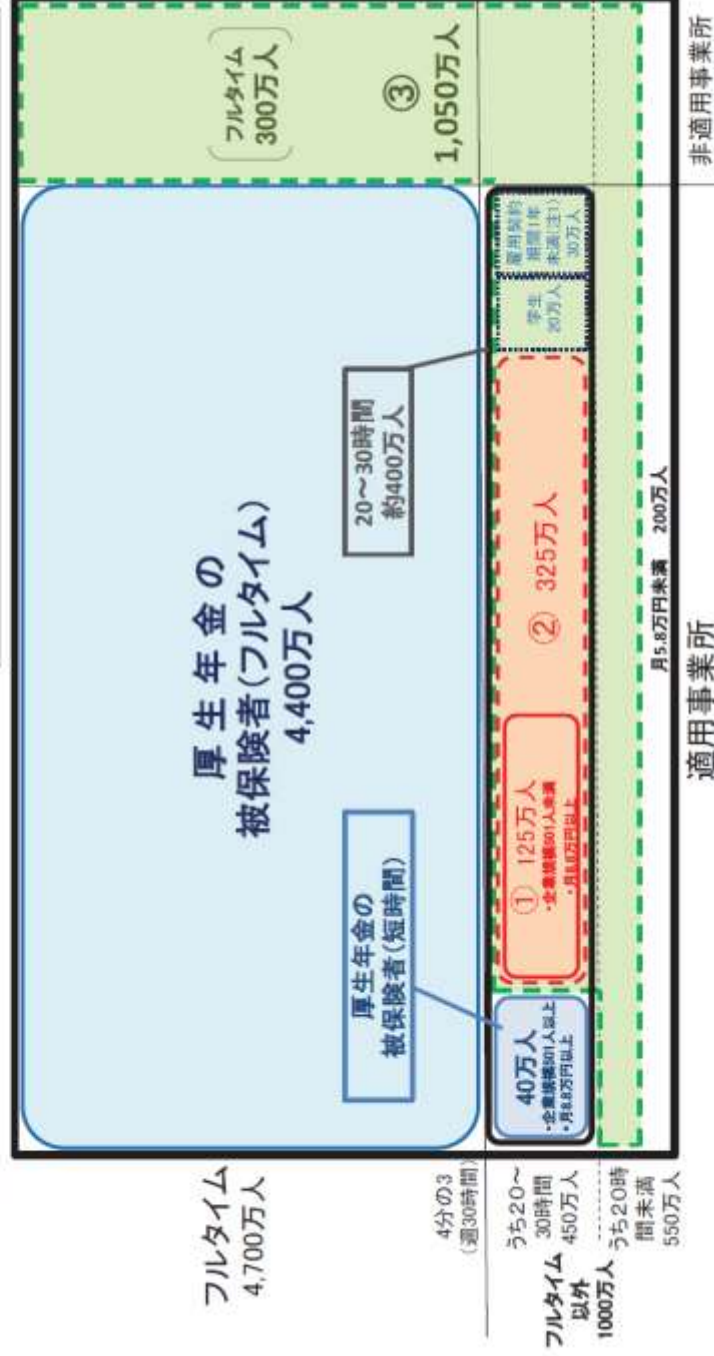
出所：厚生労働省社会保障審議会年金部会資料を基に山井事務所作成

# オプションA 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数【2018年度時点】

【適用拡大者数(万人)】

	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
適用拡大①	125	45	40	40
適用拡大②	325	90	155	80
適用拡大③	1,050	400	350	300

〔雇用人全体〕 5,700万人  
※70歳以上を除く



注1: 雇用契約期間1年未満の者のうち更新等で同一事業所では年以上雇用されている者は除いている。

注2: 「労働力調査2018年度平均」、「平成28年公的年金加入状況等調査」、「平成29年就業構造基本調査」の特別集計等を用いて推計したものである。

4

## オプションA-① 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合

① 被用者保険の適用対象となる企業規模要件を廃止(約125万人拡大)

○ 被用者保険の適用対象となる企業規模要件を廃止(125万人ベース)した場合  
 所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入(月8.8万円以上)のある者(125万人)に適用拡大し、その後は、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合  
 ・月8.8万円未満の者、学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については適用拡大の対象外。  
 ・試算の便宜上、2024年4月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。また、更なる適用拡大による就労の変化は見込んでいない。

### 現行の仕組み

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

51.9% (2046)  
 〔 比例:25.3% (調整なし) 基礎:26.7% (2046) 〕

### ケースI

+0.5%  
 52.4% (2045)  
 〔 比例:25.2% (2021) 基礎:27.2% (2045) 〕

### ケースII

+0.5%  
 50.8% (2047)  
 〔 比例:24.6% (2025) 基礎:26.2% (2047) 〕

51.4% (2046)  
 〔 比例:24.5% (2025) 基礎:26.8% (2046) 〕

### ケースIII

+0.4%  
 44.5% (2058)  
 〔 比例:22.6% (2032) 基礎:21.9% (2058) 〕

45.0% (2057)  
 〔 比例:22.5% (2032) 基礎:22.4% (2057) 〕

注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

注2: 国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため0.2%程度上昇する前提。

5



## 賃金水準・企業規模を基準とした場合の対象者数（試算）

※ 雇用期間6ヶ月以上の場合。（ ）は、雇用期間1年以上の場合。

	20時間以上+ 月額賃金8.6万円以上 [年収117万円以上] 学生を除外	20時間以上+ 月額賃金8.6万円以上 [年収103万円以上] 学生を除外	20時間以上+ 月額賃金5.4万円以上 [年収65万円以上] 学生を除外	20時間以上のみ
従業員1001人 以上の事業主 に適用	10万人 (10万人) 1号 10万人(10万人) 3号 10万人(10万人)	20万人 (20万人) 1号 10万人(10万人) 3号 10万人(10万人)	70万人 (60万人) 1号 20万人(20万人) 3号 40万人(30万人)	-
従業員501人 以上の事業主 に適用	20万人 (10万人) 1号 10万人(10万人) 3号 10万人(10万人)	30万人 (30万人) 1号 10万人(10万人) 3号 10万人(10万人)	100万人 (90万人) 1号 30万人(30万人) 3号 50万人(40万人)	-
従業員301人 以上の事業主 に適用	20万人 (10~20万人) 1号 10万人(10万人) 3号 10万人(10万人)	40万人 (30万人) 1号 10万人(10万人) 3号 20万人(10万人)	120万人 (100万人) 1号 40万人(30万人) 3号 60万人(60万人)	150万人 1号 50万人 3号 70万人
従業員数101 人以上の事業 主に適用	30万人 (20万人) 1号 10万人(10万人) 3号 10万人(10万人)	60万人 (50万人) 1号 20万人(20万人) 3号 20万人(20万人)	180万人 (150万人) 1号 60万人(60万人) 3号 90万人(70万人)	220万人 1号 80万人 3号 100万人
設定しない	40万人 (40万人) 1号 20万人(20万人) 3号 10万人(10万人)	90万人 (80万人) 1号 40万人(30万人) 3号 40万人(30万人)	300万人 (250万人) 1号 90万人(70万人) 3号 120万人(100万人)	370万人 1号 130万人 3号 170万人

注：対象者数は、現在の国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者の厚か、60歳以上の者や20歳未満の者に新たに厚生年金に適用となる者を含む。

【参考】平成19年法案ベース

① 週20時間以上 ② 月額賃金8.8万円以上 ③ 雇用期間1年以上 ④ 学生を除外 ⑤ 従業員301人以上

出所：国保実務2012年3月19日号

## （参考）高所得者に対する年金額の調整（クローバック）

- 政府提出の年金機能強化法案に盛り込まれていた『高所得者に対する年金額の調整』は、衆議院の修正で削除。成立した法律の附則で、検討規定が追加されている。

### <政府原案に盛り込まれ、削除された内容>

- 低所得者等への加算の導入と合わせて、世代内及び世代間の公平を図る観点から、高所得の基礎年金受給者の老齢基礎年金額について、国庫負担相当額を対象とした支給停止を行う。
- 老齢基礎年金受給者について、所得550万円（年収850万円相当）を超える場合に、老齢基礎年金額の一部の支給停止を開始し、所得950万円（年収1300万円相当）以上の者については、老齢基礎年金額の半額（最大3.2万円）を支給停止する。  
(注1) 所得550万円（年収850万円）：標準報酬の上位約10%に当たる収入（老齢年金受給権者のうち、上位約0.9%に当たる年収）  
 所得950万円（年収1300万円）：標準報酬の上位約2%に当たる収入（老齢年金受給権者のうち、上位約0.3%に当たる年収）  
 (注2) 具体的な範囲は政令で定める予定。
- 税制抜本改革の施行時期にあわせて施行（平成27年10月）。

### （支給停止のイメージ）

老齢基礎年金

6.4万円  
(満額)

## 国庫負担700億円削減と試算



### <成立した法律の附則の検討規定>

- 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）附則第2条の3 高所得による老齢基礎年金の支給停止については、引き続き検討が加えられるものとする。

※国庫負担削減額は山井事務所にて付記

出所：社会保障審議会年金部会（2014年10月15日）資料



## 年金生活者支援給付金の概要

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）に対し、年金に上乗せして支給するものである。

【平成31年度基準額 年6万円（月5,000円）・対象者数 約970万人（平成31年度予算）】

### 高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

#### 【支給要件】

- 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）※1以下であること
- 同一世帯の全員が市町村住民税非課税であること

※1 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。平成31年度は779,300円。

#### 【保険料納付済期間に基づく給付額】

給付額（月額） = 5,000円※2 × 保険料納付済期間（月数） / 480月

※2 毎年度、物価変動に応じて改定。

#### 【保険料免除期間に基づく給付額】

保険料免除期間を有する者には、保険料免除期間に基づく給付額を合算して支給する。

給付額（月額） = 約10,800円※3 × 保険料免除期間（月数） / 480月

※3 老齢基礎年金満額の1/60の額（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額の1/12の額（約5,400円）。

#### 【対象者数】 約610万人

例：	保険料納付済期間	保険料全額免除期間	給付金額（月額）	老齢基礎年金額（月額）	老齢基礎年金額 + 給付金額（月額）
	480月	0月	5,000円	65,000円	70,000円
	240月	0月	2,500円	32,500円	35,000円
	360月	120月	6,450円	56,875円	63,325円
	240月	240月	7,900円	48,750円	56,650円

給付金上乗せ後の額（年額）

約88万円

約84万円

約78万円

月額5,000円  
(年額6万円)  
を支給

補足的な給付（次項）  
の支給範囲

約78万円  
(老齢基礎年金満額)

約88万円

前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額  
(注) 保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

### 高齢者への給付金（補足的な老齢年金生活者支援給付金）

- 老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円※4までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。

※4 平成31年度は879,300円。

- 補足的な給付の額は、所得の増加に応じて減額する。

【対象者数】 約160万人

### 障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

- 【支給要件】
- 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
  - 前年の所得※5が、462万1,000円以下※6であること

※5 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定には含まれない。

※6 20歳未満障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

【給付額】

障害等級2級の者及び遺族である者 ……5,000円※7（月額）

障害等級1級の者 ……6,250円※7（月額）

※7 毎年度、物価変動に応じて改定。

【対象者数】 約200万人

### その他

- 施行日…平成31年10月1日（消費税率の10%への引上げの日）

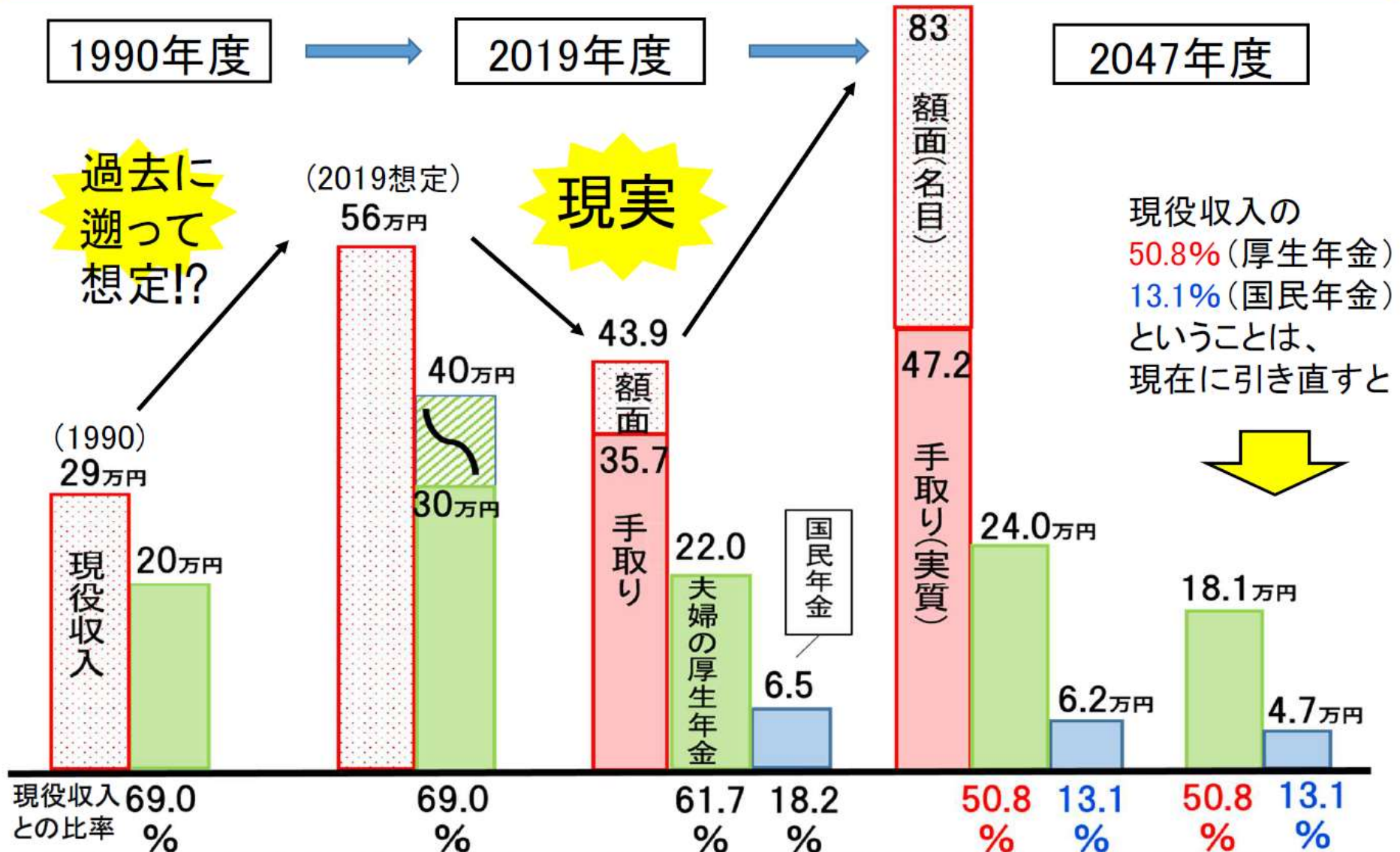
※10月施行のため、初回支払いは、10月・11月分を12月に支給することとなる。

- 手続 ……本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- 費用 ……全額国庫負担（平成31年度予算額（4か月分）：約1,859億円）
- その他 ……各給付金は非課税。

出所：社会保障審議会年金事業管理部会（2019年2月25日）資料

# 2019年年金財政検証は大甘ではないか？

年金を新規にもらう人<ケースⅢ 人口:中位 賃金1.1%、物価1.2%>



2019年10月11日予算委員会 小川淳也(立国社)パネルの写し。厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」、「2019年財政検証関連資料」、その他提出資料を基に小川淳也事務所作成

出所:2019年10月11日衆議院予算委員会 小川淳也委員配付資料



在職老齢年金制度の基準額の引上げあるいは廃止による高所得年金受給者への年金給付等に関する質問主意書

政府は、二〇一九年八月に公表された将来の公的年金の財政見直し（以下、財政検証という。）のオプション試算の中で、在職老齢年金制度の基準額（以下、「基準額」という。）の引上げについて取り上げるとともに、社会保障審議会年金部会でも議論しています。

そこで以下の通り、質問します。

一 財政検証のオプション試算や十月九日に開催された社会保障審議会年金部会で示された、「基準額」の六十二万円への引上げにより、現行制度で支給停止の対象となっている人の中で、少しでも年金受給額が増額するのは何人で、また、その中で賃金収入が最も高い人の賃金水準の額はそれぞれどうなる見込みか示して下さい。その上で、ひっ迫する年金財政から、高所得者の年金給付を増やすことについての政府の見解を示して下さい。

二 「基準額」の六十二万円への引上げにより、厚生老齢年金の受給額が、例えば、十万円もしくは十五万円の高齢者は、それぞれ厚生老齢年金受給額と賃金収入の合計額（以下、合計金額という。）がいくらの場合まで、厚生老齢年金が満額支給されますか。すなわち、支給停止の対象となる合計金額はいくらですか。また、全額支給停止となる合計金額、すなわち支給停止となっても厚生老齢年金の一部が支給される合計金額の上限はいくらですか。「基準額」が現行の四十七万円の場合と六十二万円の場合のそれぞれについて、試算をしていけば示して下さい。その上で、ひっ迫する年金財政から、高所得者の年金給付を増やすことについての政府の見解を示して下さい。  
右質問する。

衆議院議員山井和則君提出在職老齢年金制度の基準額の引上げあるいは廃止による高所得年金受給者への年金給付等に関する質問に対する答弁書

一 について

政府としては、在職老齢年金制度の具体的な見直しの内容を決定しておらず、お尋ねについては、仮定の質問であることから、お答えすることは困難である。

二 について

御指摘の「高齢者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、六十五歳以上の老齢厚生年金の受給権者を対象とする在職老齢年金制度については、総報酬月額相当額（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十六条第一項に規定する総報酬月額相当額をいう。以下同じ。）及び基本月額（同項に規定する基本月額をいう。以下同じ。）との合計額から支給停止調整額（同項に規定する支給停止調整額をいう。以下同じ。）を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部（同項に規定する老齢厚生年金の全部をいう。以下同じ。）が支給停止となることから、支給停止調整額が現行の四十七万円の場合には、基本月額が十万円の場合に、その月の分の老齢厚生年金の全部が支給停止となるのは、総報酬月額相当額及び基本月額との合計額が六十七万円以上のときであり、また、基本月額が十五万円の場合に、その月の分の老齢厚生年金の全部が支給停止となるのは、総報酬月額相当額及び基本月額との合計額が七十七万円以上のときである。

また、その他のお尋ねについては、政府としては、在職老齢年金制度の具体的な見直しの内容を決定しておらず、仮定の質問であることから、お答えすることは困難である。